

○内部統制体制例（監査役設置会社）

取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保する体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①取締役会は、定期的に又は随時、取締役から職務執行状況の報告を受ける。 ②監査役は、定期的に又は随時、取締役から職務執行状況の報告を受ける。 ③監査役は、重要な法令違反等について取締役から直ちに報告を受ける。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
①取締役は、取締役会資料、経営会議資料、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。 ②取締役は、取締役会資料、経営会議資料等の重要書類を取締役、監査役が閲覧できるシステムを整備する。
(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
①リスク統括責任者は、クライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。 ②取締役は、ビジネスリスク（経営判断リスク）の継続的把握と同一リスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
①取締役会は、中長期経営計画、年度予算を決定する。 ②取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、従業員の権限、責任を明確化する。 ③取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。 ④取締役会は、「取締役会規則」に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。 ⑤取締役会は、年度予算の達成状況フォロー、適正な業績評価を行う。 ⑥取締役は、情報管理体制を整備するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。
(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
①取締役社長は、継続的な取締役、従業員教育の実施等により、全ての取締役、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「〇〇グループ倫理綱領」を遵守させる。 ②コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスに関する施策を立案、推進する。 ③取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。
(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社は子会社に対し、以下を要請する。 ・「〇〇グループ倫理綱領」の採択、実施 ・事業運営に関して重要事項が生じた場合の、「〇〇連絡要領」に基づく当社への通知 ・当社の施策に準じた施策の、各子会社の実情に応じた推進 ・「〇〇グループ監査役監査方針」に基づく監査体制の構築 ②当社は、必要に応じて（親会社、子会社の）監査役会と適切な連携をとる。
（監査役の職務の執行のために必要なもの）
(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
①取締役は、〇〇部等所属の従業員に監査役の職務を補助させる。
(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
①取締役は、監査役を補助させる従業員の評価、異動等について、監査役と事前協議を行う。
(9) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
①取締役、従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査役に対して直ちに報告を行う。 ②取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
(10) その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制
①取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。 ②取締役、従業員は、定期的に又は随時、職務執行状況を監査役に報告する。 ③取締役は、経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。